

○国立大学法人筑波技術大学任期付教育職員の任期等に関する規程

〔平成18年3月16日〕  
規程第12号

最終改正 平成27年12月16日規程第36号

国立大学法人筑波技術大学任期付教育職員の任期等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学教育職員の就業に関する規程（平成17年規程第56号。以下「教員就業規程」という。）第14条の規定に基づき、任期を定めて採用する教育職員（以下「任期付教育職員」という。）の任期等に関して必要な事項を定めるものとする。

(任期付教育職員の範囲)

第2条 削除

(任期等)

第3条 教員就業規程第7条第1号の規定により雇用する教授、准教授、講師、助教及び助手の任期は、5年を超えない範囲とし、必要と認めるときは、その任用を更新することができる。

2 教員就業規程第7条第2号の規定により雇用する特任教授、特任准教授、特任助教、特任助手及び特任研究員の任期は、1年以内とし、必要と認めるときは、その任用を更新することができる。

(定年)

第4条 第3条の規定にかかわらず、当該任期の途中で定年退職の日を迎えることとなる任期付教育職員の任期の終期は、定年退職の日とする。

(同意)

第5条 任期付教育職員として任期を定めて採用する場合には、書面により、当該採用される者の同意を得なければならない。

(退職)

第6条 任期付教育職員が当該任期中（当該任期が始まる日から1年を経過するまでの期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものではない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。